

第2回神戸市放課後児童クラブ基準検討会

日 時：平成26年1月29日（水）10時～

場 所：神戸市役所1号館3階 こども家庭局大会議室

1. 国の検討状況について

2. 検討項目について

3. 次回検討会について

(配付資料)

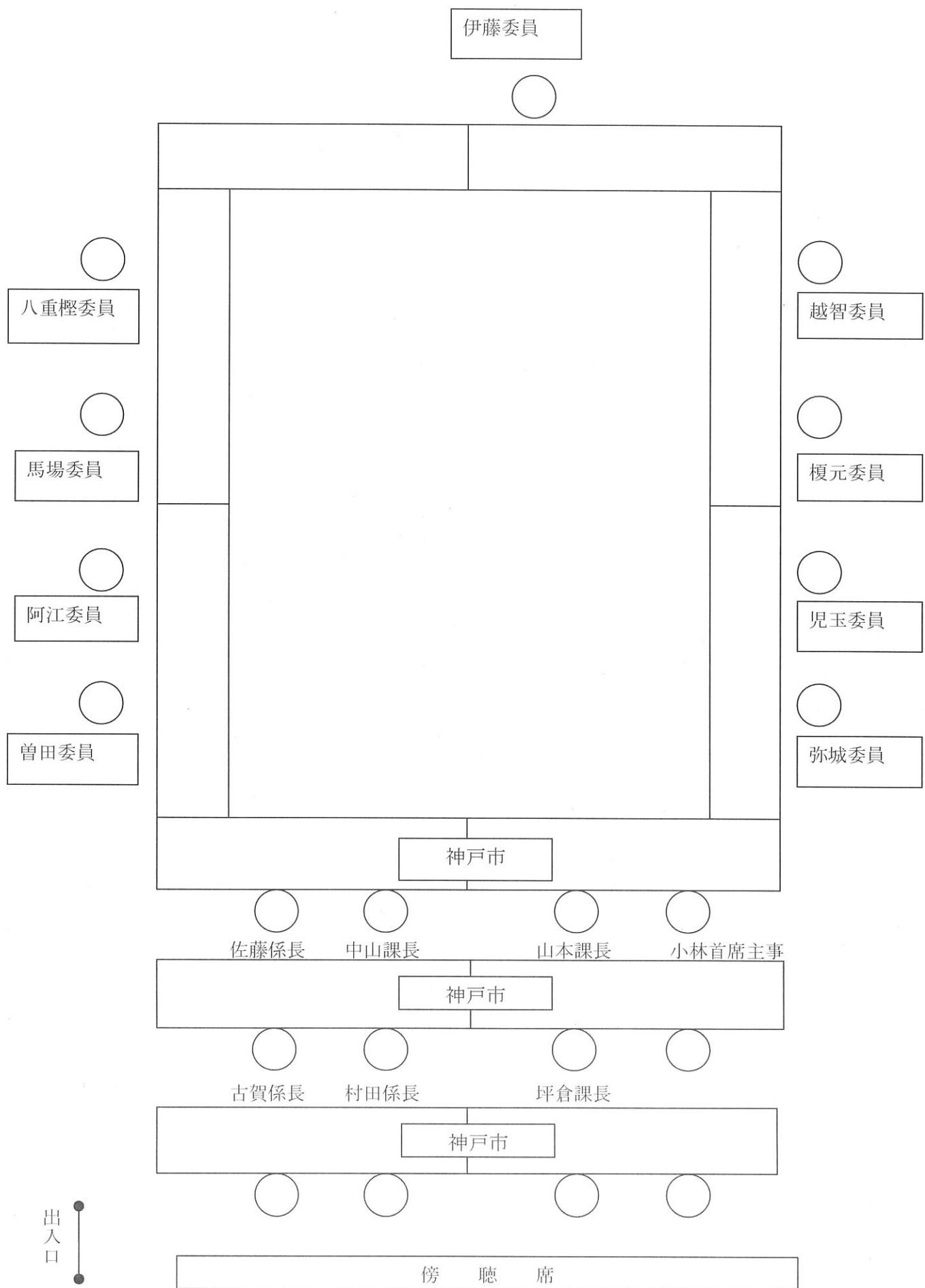
- ① 座席表
- ② 委員名簿
- ③ 検討する項目

- 1 従事する者・員数 【従うべき基準】
- 2 児童の集団の規模 【参酌すべき基準】
- 3 施設・設備 【参酌すべき基準】
- 4 開所日数 【参酌すべき基準】
- 5 開所時間 【参酌すべき基準】
- 6 その他の論点

○放課後児童クラブ基準に関する専門委員会 報告書（平成25年12月25日提出）

厚生労働省ホームページより

座 席 表



神戸市放課後児童クラブ基準検討会委員

(敬称略)

学識経験を有する者（2人）

会長	神戸大学大学院人間発達環境学研究科	教授 伊藤 篤
	福山市立大学教育学部児童教育学科	教授 八重樫 牧子

学童保育事業・学校教育に携わる者（5人）

	神戸市民間児童館協議会	馬場 一郎
	神戸市社会福祉協議会児童館長会	代表幹事 阿江 真由美
	神戸市学童保育連絡会	会長 曽田 和徳
	神戸市子ども・子育て会議 (特定非営利活動法人 S-p a c e 理事長)	委員 越智 正篤
	神戸市小学校長会	幹事 榎元 十三男

行政関係者（2人）

	こども家庭局子育て支援部	部長 児玉 成二
	教育委員会事務局総務部	担当部長 弥城 正幸

委員 9人

○従事する者・員数【従うべき基準】

神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準【抜粋】

資格等

放課後児童健全育成事業の推進に熱意と意欲のある者で、次のような資格保持者・経験者等が望ましい。

- ア. 厚生労働省の放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 38 条に規定する「児童の遊びを指導する者」
- イ. 特別支援学校（盲・聾・養護学校）教諭（児童福祉施設最低基準第 38 条第 2 項第 4 号に該当する者を除く）、養護教諭及び栄養教諭免許保持者
- ウ. 障害者福祉事業・施設で利用者の援助にあたる職に 2 年以上従事した者
- エ. 設置主体が定める研修を受講する者

指導員等の配置基準

- ア. 施設長、またはその役割を果たす指導員 1 人を常勤で配置する。
- イ. 上記のアに加え、専任の指導員配置は次のとおりとする。
 - (ア)児童数 19 人以下の場合は指導員 1 人以上
 - (イ)同 20 人以上の場合は指導員 2 人以上
- ウ. 障害のある児童を受け入れるときは、障害の内容等に応じた指導員の配置に努める。

国専門委員会 報告書【抜粋】

従事する者 P4

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条第 2 項各号のいずれかに該当するものであって、基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援などに必要な知識・技術の習得するための研修を受講したものとすることが適当である。
- ・必ずしも業務に従事する者全員に資格を求める必要はないと考える。したがって、有資格者でない者も業務に従事することを可能とすることが適当である。
- ・ただし、有資格者以外の者についても、着任時の研修の受講を推奨することが適当である。

員数 P6

- ・異年齢の児童を同時にかつ継続的に育成・支援する必要があること、怪我や児童同士のいさかいへの対応など安全面での管理が必要であること、多くは職員のみで運営されており管理者等が業務を代替することができないことから、職員は 2 人以上配置することとし、うち 1 人以上は有資格者とすることが適当である。
- ・小規模のクラブ（20 人未満のクラブ）については、職員の員数は 2 人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、1 人でも可とすることが適当である。ただし、この場合の専任の職員は有資格者であることが適当である。

前回の主な委員意見

- ・指導員は学校、地域、親との関係があり、いろんなことを総合的に判断しなければいけない。
- ・専門的な資格制度が今後必要である。資格制度により指導員の地位も向上し、継続して働くことができる環境が整っていく。
- ・指導員には非常に質の高さが求められる。そのためにも裏付けが必要である。
- ・資格があればいいということではなく、資格があっても不適な場合もある。
- ・地域で資格のない人も大事な存在である。
- ・地域で見守ることが大事で、小さいころから関わる顔の見える関係が非常に重要。

論 点

- ・有資格者は「児童の遊びを指導する者」のみとすることが適當か。
- ・有資格者は「1名以上」が適當か。
- ・小規模のクラブでは職員の員数を「1名以上」とすることが適當か。

○児童の集団の規模【参酌すべき基準】

神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準（抜粋）

適正な人数規模

児童の情緒の安定や事故防止を図る観点から、1クラブ当たりの適正な人数規模は、厚生労働省の方針を踏まえ、1クラブ当たり最大70人までとする。ただし、現状で超えているところについては、設置主体が中心となり分割等を行い段階的に改善する。

神戸市の状況

過密・大規模施設状況（25年度） 公設：2.31m²未満 民設：1.98m²未満

- ・過密 公設：29か所（うち過密・大規模13か所）／157か所
民設：12か所／39か所
- ・大規模 公設：10か所（過密を除く）
民設：3か所

国専門委員会 報告書【抜粋】

児童の集団の規模 P6

- ・児童の集団規模はおおむね40人までとすることが適当である。
- ・児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、児童の安全を確保できる体制の下で、地域の実情に応じて1つのクラブの中で、複数の児童の集団に分けて対応するよう努めること。
- ・「児童数」の考え方については、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち何日かを利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。

前回の主な委員意見

論 点

- ・集団規模は「おおむね40人」が適当か。
- ・児童数の考え方は平均利用人数が適当か。

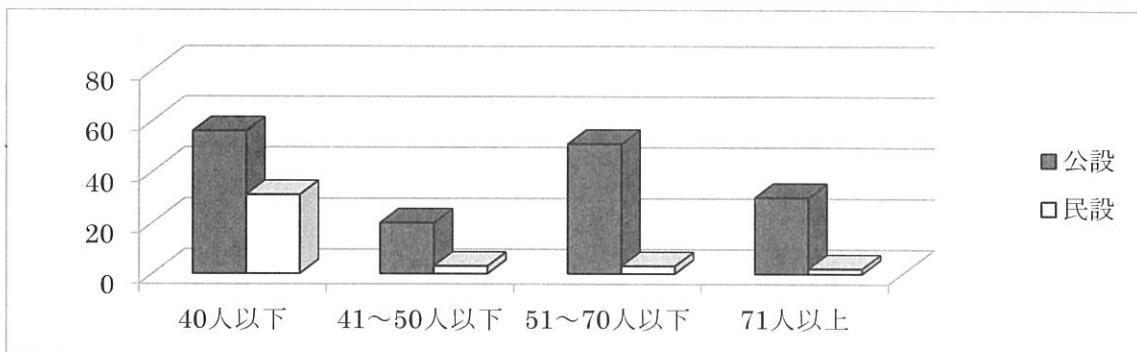
【児童の集団の規模】について

神戸市の状況

① 登録児童数

(平成25年5月1日現在)

	公設	民設
40人以下	56か所	31か所
41～50人以下	20か所	3か所
51～70人以下	51か所	3か所
71人以上	30か所	2か所
計	157か所	39か所

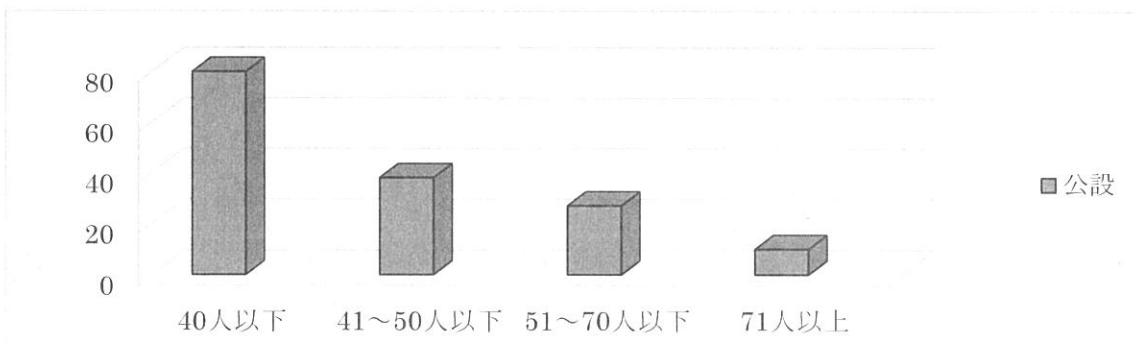


② 平均利用人数 (平日)

(平成25年5月分)

	公設
40人以下	82か所
41～50人以下	38か所
51～70人以下	27か所
70人を超える	10か所
計	157か所

(小数点以下は切り上げ)



○施設・設備【参考すべき基準】

神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準（抜粋）

面積基準

公設（集団遊びをするスペースを含め、1人当たり 2.31 m^2 以上）、民設（1人当たり 1.98 m^2 以上）の確保を各々目指している現状を踏まえ、当面は、公設のように集団遊びをするスペースを併せて整備する場合は、1人当たり 2.31 m^2 以上を確保する。集団遊びをするスペースを整備しない場合は、1人当たり 1.98 m^2 以上を確保する。今後、他の地方公共団体の基準や類似の施設の面積基準を考慮して見直しを行っていく。

神戸市の状況

過密・大規模施設状況（25年度） 公設： 2.31 m^2 未満 民設： 1.98 m^2 未満

- ・過密 公設：29か所（うち過密・大規模13か所）／157か所
民設：12か所／39か所
- ・大規模 公設：10か所（過密を除く）
民設：3か所

国専門委員会 報告書【抜粋】

施設・設備 P7

- ・専用室・専用スペースは、生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースと捉えることが適当である。
- ・面積については、「児童1人当たりおおむね 1.65 m^2 以上」とすることが適当である。
- ・児童数については、「児童の集団の規模」と同様で捉えることが適当である。
- ・体調が悪くなったときに休息できる場所は必要であるため、静養スペースを設けることが適当である。なお、静養スペースの設置の方法は、児童の安全、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとすべきである。

前回の主な委員意見

- ・基準を定めることで、施設によって差が出てくるのではないか。
- ・スペース的な問題や過密状況で子どもたちもストレスを感じるのでないか心配。
- ・現状で静養スペースの確保ができるのか。

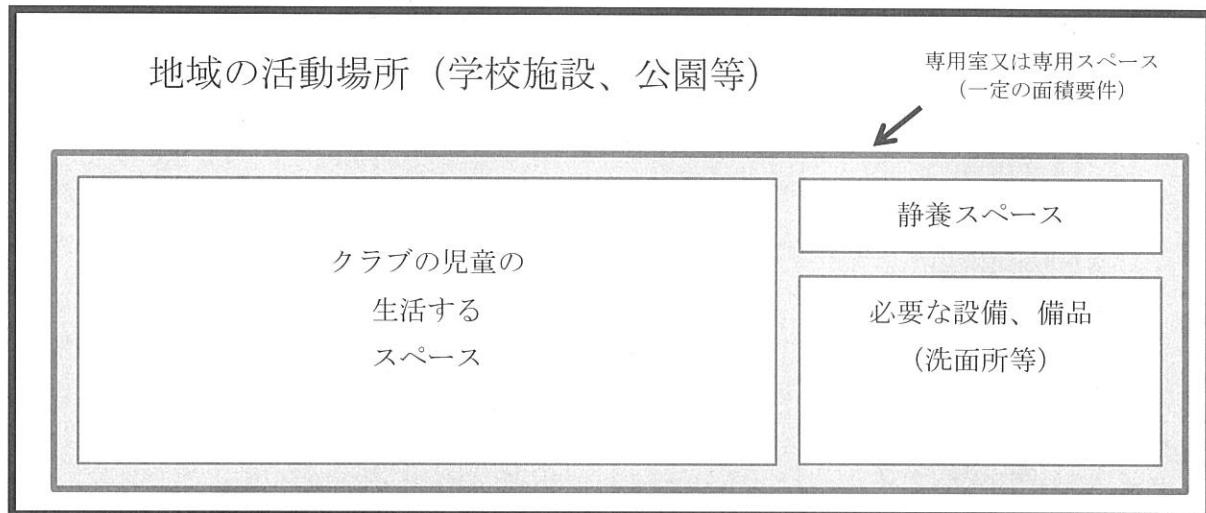
論 点

- ・児童1人あたりの面積基準は「おおむね 1.65 m^2 以上」が適当か。
- ・専用室・専用スペースの考え方をどうするか。

【施設・設備】について

1. 国の専用室・専用スペースのイメージ図

(第6回放課後児童クラブの基準に関する専門委員会 資料参考)

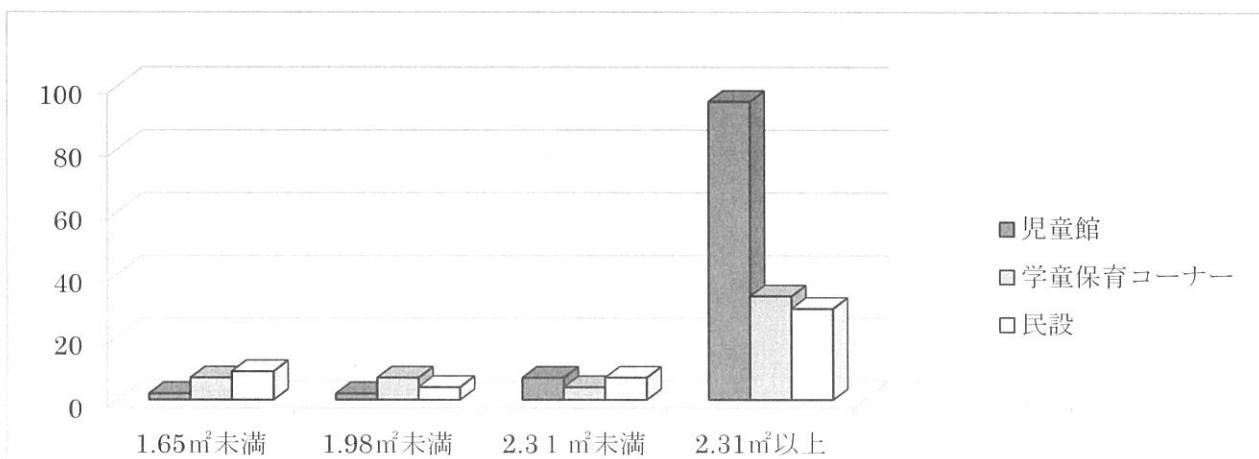


2. 神戸市の状況

(平成25年度)

	児童館	学童保育コーナー	(参考) 民設
1.65 m ² 未満	2か所	7か所	9か所
1.98 m ² 未満	2か所	7か所	4か所
2.31 m ² 未満	7か所	4か所	7か所
2.31 m ² 以上	95か所	33か所	19か所
計	106か所	51か所	39か所

※民設は高学年利用者を含めて算出



○開所日数【参酌すべき基準】

神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準（抜粋）

平日、学校休業日（土曜日、春休み、夏休み、冬休み、代休日）で年間250日以上開設する。原則として日曜日、祝日、年末年始は、開設しない。

国専門委員会 報告書【抜粋】

開所日数 P9

- ・おおむね平日の授業日に学校の長期休業日を加えた数である年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとすることが適当である。

前回の主な委員意見

論 点

- ・「年間250日以上」が適当か。

○開所時間【参酌すべき基準】

神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準（抜粋）

平日は1日4時間以上、学校休業日等は1日8時間以上とする。

開始時刻・終了時刻については、平日は放課後から午後6時まで、学校休業日は午前9時から午後6時までを目安とする。

さらに、保護者等の労働などの実態に合わせてさらなる延長等も検討する。

神戸市の状況

（1）公設（指定管理方式）

- ・平日：放課後から午後5時まで（午後6時までの延長あり）
 - ・学校休業日：午前8時30分から午後5時まで（午後6時までの延長あり）
 - ・土曜日：午前9時から午後5時まで（午後6時までの延長あり）
- ※午後6時を超えた延長は、指定管理者の自主事業で実施している。

（2）民設（助成方式）

- ・各運営主体の判断により、開設時間を設定している。
- ・平成18年度より午後6時を超える開設については助成を行っている。

（3）午後6時を超えた延長実施状況（25年度）

- ・公設：24か所（午後7時まで23か所、午後8時まで1か所）
- ・民設：33か所（午後6時15分まで3か所、午後6時30分まで5か所
午後7時まで17か所、午後7時を超える延長8か所）

国専門委員会 報告書【抜粋】

開所時間 P9

- ・平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとすることが適当である。
- ・なお、児童の健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が必要である。

前回の主な委員意見

論 点

- ・「平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上」が適當か。

※休日…厚生労働省実施状況調査において、土曜日、日曜・祝日及び長期休暇とされている。

○その他の論点

国専門委員会 報告書【抜粋】

その他の論点

(1) 放課後児童クラブの利用手続について

②優先利用について P11

- ・利用ニーズの増加に対しては、優先順位を付けて対応することも考えられる。

- ・ひとり親家庭の児童

- ・生活保護世帯の児童

- ・生計中心者の失業により就業の必要性が高い家庭の児童

- ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な児童

- ・障害のある児童

- ・低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童 など

(2) 対象年齢の明確化について P12

- ・児童福祉法の改正により、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたことも踏まえ、事業等を計画的に実施することで、必要とする者が支援を受けられるよう整備を進めていくことが必要である。

- ・児童福祉法上の対象年齢は、「事業の対象範囲」を示すものであり、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、個々のクラブにおいて6年生までの受入れを義務化したものではない。

- ・児童が放課後を過ごす場としては、多様な居場所があることに留意することも必要である。

前回の主な委員意見

- ・積極的に高学年を受け入れていく形をつくることが必要。
- ・安心・安全の面からも4年生以上を預かってほしいという声が多い。
- ・成長の場として異年齢集団でいろいろな刺激を受けながら成長する。
- ・過密施設の多い中、神戸市では難しい。
- ・メリット、デメリットがあり、本当に高学年でも学童が必要な子どももいれば、自立していきたいと考えているが親の希望で来ている子どももいる。
- ・児童館では一般来館として利用しており、そのような形もある。
- ・受け入れる側も子どもが来たいと思えるものを作る必要がある。
- ・必要とする方を受け入れができるよう、選べることが大事。
- ・高学年になると塾や習い事の利用が増えるが、そういうものを利用しづらい子どももいる。対象となる児童には年齢だけではなく、家庭環境の視点も必要。
- ・ただ受け入れるのではなく、どのような内容の活動をするのかが大切。
- ・高学年の受け入れには、中高生の居場所も考えながら、地域の子どもたちの居場所とな

るようだ。

- ・質の確保にはいろんな意味合いで財源確保が一番大きなポイントになる。それが確保されない限り条例化するのは難しい。
- ・夏休み利用についてのニーズがある。
- ・今回の基準の検討とニーズ調査を踏まえた計画の見込みと確保の対策については連動することなので、ニーズ調査の結果等の情報提供をお願いしたい。
- ・放課後児童クラブの足りないところについては、全児童を対象とした放課後子ども教室の整理も考える必要があるので放課後子どもプラン推進委員会とも連携をとる必要がある。
- ・中高生との関わりの中で、学童の時からの顔の見える関係が良い方向に働いた。学童保育が終わった後の子どもの育ちも汲みながら基準を考えいかなければいけない。
- ・子どもにとっての基準を考える必要がある、現状に合わせると議論にならない。
- ・基準づくりには子どもが地域の中でどう発達していくのか。子どもたちや子育て家庭にとって一番いいのは何かを考えて基準をつくるには理念が必要。